

前橋市監査委員公表第11号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年8月24日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成28年7月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【前橋市消防団】</p> <p>1 交付金の使途について（指摘事項） 支出したことを証明する証拠書類において、対象経費以外である各種訓練や歳末特別警戒の出動時に要する経費などに交付金を充当しているものがあつた。また、維持管理費から支出すべき点検時に要した経費を団員運営費から支出するなど、配分された費目の目的どおりに支出していないものがあつた。 消防団運営交付金の取扱いに関する要領にのっとり交付金の充当先は、対象経費のみとするとともに、配分された費目の目的に沿った支出となるように改善されたい。</p> <p>2 交付金の管理について（指摘事項） 現金出納を記録した経理簿と収入支出報告書において、収入支出額の記載誤りや資金残高の計算誤りなどにより、翌年度繰越額が正しいか疑義が生じるものがあつた。また、一部の消防団において、交付金を通帳ではなく現金のまま管理していた。 交付金の管理については、通帳で行うとともに各帳簿の整合性を図るよう改善されたい。</p> <p>3 内部統制の強化について（指摘事項） 収入支出報告書に記載してある会計検査報告書において、同一の団員が監査を実施する監事職と交付金の出納を管理する会計職を行っているものがあつた。また、経理簿において、手書きではなくパソコンで作成されているため、支出の都度、執行責任者の確認を受けているか疑義が生じるものがあつた。 出納事務については、事故防止や不正防止の観点から、複数人で確認するとともに、消防団運営交付金の取扱いに関する要領にのっとり支出の都度、執行責任者の決裁を受けるなど、内部統制の徹底を図るよう改善されたい。</p>	<p>交付金の使途については、消防団役員会議において、監査結果を伝達するとともに、次のとおり改善することを決定した。</p> <ul style="list-style-type: none">・交付金の充当先が、対象経費となっているか確認のためのチェックリストを作成する。・費用の目的に沿った支出となるよう、消防団運営交付金の取扱いに関する要領について、再度周知徹底する。 <p>交付金の管理については、通帳管理への統一を図るとともに経理簿等への記載誤りや計算誤りなどの防止のため、常に経理簿等の帳票間や通帳との照合を行うよう改善することを決定した。</p> <p>内部統制強化については、出納事務における事故防止や不正防止の観点から、消防団運営交付金の取扱いに関する要領にのっとり、原則である複数人確認を徹底するよう改善することを決定した。</p>

<p style="text-align: center;">監 査 結 果 (指摘・要望事項)</p>	<p style="text-align: center;">指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等</p>
<p>【消防局総務課】</p> <p>1 女性消防隊運営費の取扱いについて（指摘事項） 現在、女性消防隊運営費を消防団運営交付金から交付をしているが、その交付額や対象経費などについて何ら定めなく交付しており、その用途も女性消防隊の運営において、真に必要なかどうか疑義が生じるものがあった。 適正な交付金の執行とするため、女性消防隊運営費に係る取扱いを速やかに定めるように改善されたい。</p> <p>2 消防団運営交付金の運用について（要望事項） (1) 消防団運営交付金の取扱いに関する要領の見直しについて 消防団運営交付金は団本部、各方面団、各分団、各部に加え各女性消防隊へ交付しているが、団本部と一部の部、一部の女性消防隊において、次年度への繰越金が多いものがあった。また、運営費と車両維持管理費の全てを飲食代に充てている部があるなど消防団運営交付金の取扱いに関する要領で規定する交付金の配分基礎額が適正かどうか疑義が生じる状況であった。 適正な交付金の運用や実態に合った配分基礎額の算定を行うため、当該年度に限った消防団運営交付金の取扱いに関する要領を毎年制定するなど、適宜見直しを図るように検討されたい。</p> (2) 消防団への指導徹底について 各消防団における交付金の用途や管理方法において、交付金を対象経費以外に充当しているもの、 <u>出納事務</u> におけるチェック体制や資金残高の管理が適正に行われているか疑義が生じるものが見受けられたが、市所管課としてその状況を把握せず、各消防団に対して改善に向けた指導などを行っていないかった。 適正な交付金の運用がされているか市所管課としてチェック体制を強化するとともに、各消防団に対して、交付金の用途や管理方法について、より一層指導の徹底を図られたい。	<p>来年度から、女性消防隊運営交付金の取扱いに関する要領を作成し改善することを決定した。</p> <p>消防団運営交付金の取扱いに関する要領の見直しについては、繰越金及び基礎額が適正となるよう来年度から当該年度に限った取扱いに関する要領を制定し改善することを決定した。</p> <p>消防団への指導徹底については、運営交付金の適正な運用とチェック体制が強化されるように消防局と消防団で随時の勉強会を開催し改善することを決定した。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 平成28年7月25日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【ようこそまえばしを進める会】</p> <p>1 自主財源の確保について（要望事項） 会の収支状況において、収入に対する市補助金の割合は、繰越金を除いて8割を超えており、市への依存度が高い状況であった。 グルメマップ作成に伴う広告料等の自主財源を確保する取り組みを積極的に行い、自立性の向上に努められたい。</p> <p>2 会計規則等の整備について（要望事項） 会の出納事務において、出納簿は作成されているが、出納保管責任者による定期的な検査や会長による確認を行っていなかった。また、広告料が締切日までに収入されていないもの、事業実施に当たり事務手続が統一されていないものなどが見受けられた。 出納事務の適正化を図るため、事務処理の指針となる会計規則等の整備について検討されたい。</p>	<p>自主財源の確保については、グルメマップ作成に伴う広告料等の財源確保を積極的に行い、自立性の向上に努めるように決定した。</p> <p>会計規則等の整備については、出納保管責任者による定期的な検査及び確認を行うとともに、会計規則の整備を行い出納事務の適正化を図るよう決定した。</p>